

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同
で設立・運営している法人です



No.6

発行日 令和3年9月8日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター

〒182-0026

調布市小島町 3-69-2

第一荒井麗峰ビル 2 階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

『親族は後見人になれない?』 多摩南部成年後見センター所長 小林正人

統計によると、現後見人のうち親族の割合が遂に2割を切ってしまいました。後見制度の創設当初は約9割であったことを思うと、ずいぶん減ったものです。内訳は子が54%、兄弟姉妹が14%、配偶者約8%、親が約7%等です。

他方、専門職と呼ばれる司法書士、社協、法人は微増となりました。因みに市民後見人は前年と同じわずか1.1%でした。一般的には法律問題や紛争性があれば弁護士という具合に、本人の課題に相応しい後見人が選ばれることが望ましいとされます。でも実際には、子をはじめとして親族になってもらいたい方が多いですが、なかなか希望を叶えるのは難しい状況ですね。



センターの日々の
よもやま話やあれこれを
連載します!

『支援員ってこんな人(その2)』

今回は支援員Nが担当します。私は令和2年に入职し、1年半が経ちました。経験豊かな職員も多く頼りがいがあります。この1年半の間、支援員はもとより、他の職種ともコミュニケーションをとるよう心掛けました。後見センターは男女比が1対17で所長以外はみんな女性です。スイーツの登場は多く、細かい事務作業で脳がフル回転した後、ひとときの甘味はたまりません。

さて、後見人の仕事について一般的に知られているのは身上監護(身上保護)、財産管理ですが、今回は後見人の仕事で特徴的な後見事務報告についてお話しします。家庭裁判所は後見人の財産管理を監督する役割があります。後見人は年に1回、通帳のコピーや収支報告を家庭裁判所に提出し、お金の動きをチェックしてもらいます。後見事務報告は期限があるので、提出した後は何とも言えない解放感、達成感があります。

今年度は引継ぎをしたもののコロナで会えていない利用者さんと会えることを楽しみにしています。

「専門職紹介制度」をご存じですか？



■多摩南部成年後見センターでは、5市より依頼を受けて、登録されている弁護士、司法書士及び社会福祉士を紹介しています。ご本人に合った候補者を一緒に考えています。登録を希望される専門職の方も募集中です。

また、候補者の依頼相談も随時承っています。

詳しくは、多摩南部成年後見センターのHP <http://www.kouken-center.or.jp/>

(後見人の方⇒専門職後見人⇒専門職紹介制度のしおりをご覧ください)。

◆◆令和3年度 市民後見人養成事業の報告◆◆



市民後見人候補者に新メンバー登録6名



コロナ禍が続くなか、基礎講習は集合研修とオンラインを組み合わせ、実務研修は感染症予防に気をつけながら集合し、演習を実施しました。困難な状況でも粘り強く受講され、候補者登録された6名の方をご紹介します。

K・Sさん(調布市)「支援の必要な方の力になりながら、自分自身も多くのことを学びたいと思います。」T・Kさん(日野市)「いずれは自分や家族に必要となる成年後見制度を多くの方に知って欲しいと思います。」H・Cさん(日野市)「その方のこれまでの生き方を大切に、チームでサポートできるよう努めてまいります。」T・Jさん(狛江市)「最近、「数独」の難問にアタックしている日々を過ごしております。宜しくお願いします。」T・Kさん(多摩市)「その方の希望や思いに寄り添って、パートナーとしての活動をしていきたい。」M・Yさん(稲城市)「相手を思い、いつもベストを考えていく後見人を目標にしていきたい。」

今後は、現場実習を継続して受任までのフォローアップを開始していきます。

みなさんのご活躍を期待しています。

*「5市別市民後見人の活動状況」は多摩南部成年後見センターのHP <http://www.kouken-center.or.jp/> (後見人の方⇒市民後見人⇒市民後見人の方へ⇒登録件数と受任件数(R3.3.31現在)に掲載しています)。

《連載》質問です！こんなとき、どうするの？



市民後見人さんから寄せられる「よくある質問」を連載します！

Q 被後見人宛てに、亡き家族の負債について、被後見人に返済を求める書面が届きました。後見人としては、本人の利益を踏まえ、早急に相続すべきか放棄すべきかの判断が必要ではないかと考えています。被後見人には資力もありません。どのように対応したら良いのでしょうか？

A 民法 917条より、相続を知ってから3ヵ月以内に「相続を承認するか」「相続を放棄するか」を決めなければなりません。戸籍謄本を請求し、相続財産の内容を調査するなど市民後見人だけで対処することは難しいですね。被後見人が無資力ないし低資力の場合には、後見人が「法テラス」の無料相談を受けることが可能です。

詳しくは、<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/tokyo/> をご覧ください。